



笠間市議会議長 藤枝 浩 様

陳情第27-2号

平成27年2月13日

陳情者

住所

氏名

電話

教科書採択の改善を求める陳情書

〔陳情の趣旨〕

教科書の内、歴史及び公民の教科書は発行者によって歴史的事象や人物の扱いに大きな違いがあり、児童生徒が使う教科書としてその適切性に対する懸念がたびたび指摘されてきました。

茨城県議会における累次の決議等はその一例であります。残念ながら共同採択の場にそれら住民、保護者の代表の声が届いた形跡はなく、議事録にも見当たりません。

現在使用中の歴史教科書から例を挙げれば、教科書の人名索引には「毛沢東」は〈ま〉の項目に掲載されています。「毛沢東」は「マオツォトン」、「蒋介石」は「チャンチェシー」として載っております。どこの国でも、外国の人名や地名は、その国の言語の発音体系に合わせて読みます。例えば韓国では日本を「イルボン」と読みます。「ニッポン」とは読みません。我が国ではそのような読み方（発音）が通用するはずもなく、保護者の多くはそのことを知れば驚くに違いありません。

一例にすぎませんが、このような共同採択の審議の形骸化がもたらす弊害（採択が正しく行われていれば防げた弊害）は、今年の採択からなくさなければなりません。そのために、すでに複数の自治体では共同採択を単独採択に改める是正処置を講じております。

よって、今年行われる中学教科書の採択に関し、以下の事項を陳情し貴議会の決議を求めます。

〔陳情事項〕

- 1、 笠間市教育委員会は、採択が市教育委員会単独で行えるように努め、その実現を図る事。
- 2、 新教育委員会法に基づき市長の下で策定される教育大綱はもとより、教育基本法、学習指導要領を遵守し、自己肯定感を育て愛郷心を育てる教科書を採択すること。
- 3、 総合教育会議において誇り史観の望ましい教科書の必要条件を定め、採択においてはその条件に即して教科書の調査、判定を行うこと。
- 4、 新教育委員会法の施行を目前に控え、市長はその主宰者として早急に総合教育会議の準備を整えること。